

山形・庄内みどり農協問題

組合員側県に指導要望

庄内みどり農協(酒田市)の組合員114人がコメ販売代金の正当な精算を求めた訴訟を巡り、農協が個人情報漏えいや提訴妨害の人權侵害を繰り返しているとして山形県弁護士会から是正勧告を受けた問題で、組合員側は20日、山形県に、農協を指導するよう求める要望書を提出した。農協による個人情報漏えいなどの被害防止を県に訴えるのは3回目だという。

要望書は、7月9日付の弁護士会の「勧告・要望書」で、個人情報の目的外利用や第三者への漏えいが認定

されたのに、農協が自ら定めた「個人情報取扱規程」

に基づく事実関係の公表などの対応を取っていないと指摘。漏えいによる人權侵害が続いており、二次被害を防ぐ必要があるとして、早急な指導を求めた。

組合員側によると、2016、17年の計2回、個人情報漏えいについて県に指導などを要望したが、被害は止まらなかった。県団体検査指導室は16年に農協を指導したものの、是正の確認はしていないという。

農林水産省がまとめた農

協に対する監督指針によると、違法、不当行為の恐れがある相談を受けた場合、都道府県は調査し、適切な措置を取る必要がある。

米販売の未払い訴訟 追加提訴で原告12人

地裁鶴岡

遊佐町などのコメ農家が
JA庄内みどり(酒田市)
に米販売に関わる未払い金
支払いを求めた集団訴訟
で、原告側は21日、第6次
として8人が追加提訴し、
計122人となったと明ら
かにした。請求額は約63
0万円追加し、計約770
0万円。さらに提訴を検討
している組合員が数人いる
とみられる。

この日は地裁鶴岡支部で

弁論準備手続きが行われ、
双方が書面を提出して主張
を整理した後、裁判所から
今後は和解と判決の両方を
見据えて訴訟を進めると説
明があった。原告側は「和
解の場合は金額の交渉だけ
でなく、同JAの体質改善
など付帯条件を加えたい」
とし、被告側は「原告側の
出す条件次第。検討したい」
とした。

次回11月12日までに原告
側は主張する金額や計算方
法の整理を、被告側は原告
への反論書面の提出を求め
られた。